

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.002

処 分 名	文化財であった建築物の原型再現を認めること
処 分 の 概 要	文化財保護法、旧重要美術品等の保存に関する法律で指定、認定を受けた建築物又は保存建築物であったもの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認められたものに限り本法の適用を除外されます。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 1 項 4 号
審 査 基 準	個々の事案ごとに個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため示すことはできません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設 定 年 月 日	平成 1 7 年 1 0 月 1 日（最終改正：平成 2 6 年 4 月 1 日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	

■ 建築基準法（適用除外）
 第三條 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
 一 文化財保護法（昭和三十五年法律第二百十四号）の規定に別当りなく、又は、重要文化財、重要有形民俗文化財、重要史跡、重要美術品等として指定された建築物
 二 第四十号の建築物
 三 省令第...号の建築物
 四 省令第...号の建築物
 若し、省令第...号の建築物が、省令第...号の建築物に該当する場合は、省令第...号の建築物として扱われる。

根拠法令及び
 関係法令等の抜粋